

川監委収第 235 号
平成 23 年 3 月 22 日

請 求 人 様

川越市監査委員 江 田 俊 雄
同 川 村 光 房

川越市職員措置請求書の監査結果について(通知)

平成 23 年 1 月 26 日付けで提出された平成 21 年度政務調査費(プロジェクト川越 21、啓政会、自民クラブ)に関する川越市職員措置請求書について、監査した結果を地方自治法第 242 条第 4 項の規定により、次のとおり通知する。

第 1 監査委員の除斥

監査委員のうち石川良三郎委員及び清水京子委員については、地方自治法(以下「法」という。)第 199 条の 2 の規定により除斥した。

第 2 請求の受理

本請求は、所定の法定要件を具備しているものと認め、これを受理した。

第 3 監査の実施

川越市職員措置請求書、事実を証する書面及び請求人の陳述に基づき、請求の要旨を次のように解し、監査を実施した。

1 請求の要旨

川越市議会議員へ平成 21 年度中に交付された政務調査費の使途について、不適切な支出がある。市長はその支出内容の精査をせず、市の財産管理を怠っているため、市から川越市議会の各会派に交付した政務調査費のうち、不適切な支出に係る金員の返還請求を市長が各会派(プロジェクト川越 21・啓政会・自民クラブ)に対して行うように求めるとするものである。

2 違法又は不当とする主な理由

- (1) レシートに議員の手書きで購入品が記載されている。購入品の詳細な記載部分を故意に切り取って、実際に購入した商品名を隠ぺいしたものである。透明性が確保されていない当該支出について認めることはできない。

- (2) 「議会報告 31号」の支出が広報広聴費ではなく、資料作成費として処理されている。資料作成費であるとするれば、会派人数が3名であり異常なほど高額と言わざるを得ない。その内容が公表されなければ、透明性が確保されているとは言えず、本支出を認めることはできない。
- (3) 金券ショップなどで現金化できる記念切手や大量の切手、葉書購入は控えるべきだ。透明性の確保ができていない支出については、認めることはできない。
- (4) 司法書士の仕事上のための書籍の購入は認められない。
- (5) ガイドラインの資料購入費では、同じ資料の複数冊購入はできないとされているにも係わらず、同じ会派の4名の議員が川越市の地図を購入している。川越市において、政務調査費は議員個人に交付されているものではなく、会派に交付されていることからすれば、同じ資料の複数冊購入にあたるものである。
ましてや、地図の類は、市政に関する調査研究に必要なものとは言えず、議員活動や政治活動、選挙活動などに使われるものであり、その支出自体が不当と言わざるを得ない。

3 個別外部監査契約に基づく監査の要求

<理由>

- (1) 請求人が何度も監査請求書を提出しても、何ら改善されない。内部監査による監査や調査も、また、監査結果における監査委員の「付言」や「意見」も無視されている。
- (2) 市長の推薦によって、議会の承認を得た監査委員は、議会が監査結果を無視していることについて何ら改善策を持っていない。
- (3) 議会や会派や議員と何ら利害関係のない外部監査によって、公平公正な立場での監査をするべきであり、市長や監査委員は「市の財産を守る立場」から、外部監査に委ねる必要がある。

4 監査対象部局等

- (1) 対象部局等
議会事務局
- (2) 事情を聴取した職員
議会事務局長、同副事務局長、同庶務課主査

5 請求人の証拠の提出及び陳述の機会

法第242条第6項の規定により、平成23年2月21日、請求人に対し証拠の提出及び陳述の機会を与えた。なお、新たな証拠の提出はなかった。

第4 個別外部監査契約に基づく監査について

請求人は、本請求について個別外部監査契約に基づく監査を求めているが、監査委員の独立性は保持されており、尚且つ外部の専門的知識を有する者を必要とするような特段の理由はないため、監査委員による監査とした。

第5 事実確認

1 政務調査費の支出の根拠法令等は次のとおりである。

- (1) 法第100条第14項では、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」と、また、同条第15項では、「前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と規定されている。
- (2) 川越市議会政務調査費交付条例(以下「条例」という。)第2条では、「政務調査費は、川越市議会における会派(所属議員が一人の場合を含む。以下「会派」という。)に対して交付する。」と規定されている。
- (3) 川越市議会政務調査費交付条例施行規程(以下「規程」という。)第3条第1項では、「政務調査費の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年度、市長に対し、議長を経由して政務調査費交付申請書を提出しなければならない。」と、また、規程第4条では、「会派の代表者は、政務調査費の交付に係る市長の決定があったときは、条例第3条第6項に規定する政務調査費の交付日の10日前までに、市長に対し、政務調査費交付請求書を提出するものとする。」と規定されている。
- (4) 政務調査費の使途に係わるガイドライン(平成19年3月30日議長決裁、平成21年6月22日改正)(以下「ガイドライン」という。)は、次のとおりである。

政務調査費の使途に係わるガイドライン

1、基本的事項

- (1) 政務調査費は会派(議員)がおこなう調査研究に必要な経費の一部として交付されるものである。従って、調査研究活動以外の経費に使用することは認められない。

- (2) 税金からの交付金でありその用途については適正な取り扱いと透明性を確保しなければならない。
- (3) 「按分」での使用は認めない。(領収証書の全額が政務調査費に該当すること)
- (4) 政務調査活動と議員個別の議員活動は一体となっている場合も多く、政務調査費の使用にあたっては、ガイドラインの用途に沿って支出し、川越市政の発展と市民福祉の向上に寄与するよう心がける。

2、具体的な用途についての事例

規程項目	規程用途基準	事例	支出できる例	支出できない例
研究研修費	研究会、研修会を主催または他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費	研究会・研修会を主催(単なる懇談会の場とならないように、資料などを作成し保管)	会場費、音響機器などの借り上げ、講師謝金、茶菓代、資料印刷・コピー費、交通費(公共交通機関代・燃料代・駐車場代等)、タクシー代(相当の理由がある場合に限り会派経理責任者の承認を得て利用することができる)	講師旅費(謝金に含めて領収書受領)、食事代、運転代行
		研究会・研修会に参加(酒食を共にする会合や個人的な資格で加入する会合には支出しない)	出席者負担金、会費、旅費(交通費・宿泊費・日当)、タクシー代(上記ただし書き)	政治資金パーティー、個人的な資格で参加する団体の会費(青年会議所、ロータリークラブ、趣味の会、サークル等)
調査研究費	市の事務及び地方行政に関する調査研究活動のために要する経費	市内調査(比較的近距离)、市外調査(比較的遠距離)など	交通費(公共交通機関代・燃料代・駐車場代・高速代等)、タクシー代(上記た	車の維持費・修理費、事故に係わる費用、食事先等への移動費用、交通費の精

			だし書き)、宿泊費・日当、資料等の購入、視察先手みやげ(1カ所 3000 円を限度とする)	算は別紙の旅費精算書にて精算をおこなう、旅費は「議会の議員の報酬等に関する条例」の例により算出する
資料作成費	調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費	印刷製本	印刷代(印刷、用紙、インクなど)、事務機器(印刷機、パソコン、プリンタ、折り機など)リース代、事務機器(同上)購入、記録媒体(CD R など)、文房具	
		翻訳料	外国文献の翻訳、資料の音訳化や点字化	
		原稿料・市政分析	外部の団体や企業などへの調査委託	
資料購入費	調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費	書籍購入・購読料(領収書に書籍名などを表書きする)	新聞、書籍、各種情報誌、会派インターネット使用料(接続料・プロバイダ料)、CD-ROM、DVD-ROM、購入資料の送料	スポーツ紙、一般週刊誌、同じ資料の複数冊購入

広報広聴費	調査研究活動、議会活動及び政策について住民に報告・PRならびに要望、意見を聴するために要する経費	広報活動	広報紙、報告書の印刷製本費、送付費用(封筒、送料など)、新聞折り込み、ポスティング、会派ホームページ維持管理費用(ホームページ管理、サーバー借用)	
		広聴活動	アンケートなど印刷費、広聴会開催会場費など、茶菓代	固定・携帯電話代、食事代
人件費	調査研究活動を補助する為に雇用された者に要する経費	(調査研究活動として明確な業務内容であり、具体的に雇用契約を結ぶこと)	賃金、手当、社会保険料	3親等内親族に対する支出は認めない
その他経費	上記以外の経費で調査研究活動に必要な経費	調査研究に必要な経費で議長が認めたもの	その都度必要に応じて議長が認める	議長が認めていない経費

3、領収証書の公開について

- (1) 領収書その他支出を証する書面は事務局にていつでも閲覧することができる。
(9:00 ~ 16:00 まで)

- (2) 領収書その他支出を証する書面の写しを求める場合は「川越市情報公開条例」の例により公開する。

4、領収証書の事務局提出について

- (1) 提出は領収証添付書(様式第1号)により収支報告書と共に提出する。

5、旅費は、議会の議員の報酬等に関する条例(昭和46年条例第9号)第4条第2項の例により算出した額とする。

6、自家用車を利用した場合の旅費精算について

- (1) 旅費精算書(様式第2号)により旅費金額を求め、会派経理責任者の確認を得ること。
(2) 燃料費は満タン方式で給油時に領収書を得るか、走行1kmあたり20円で精算する。
(3) 高速道路でETCを利用した場合は、精算書に出入インター名と金額を明記する。 ※(領収書がある場合は添付する)

7、支出金の帰属する会計年度について

- (1) 支出金の帰属する会計年度は、使途に係る役務の提供に対する債務が政務調査費交付年度内に確定し、かつ、これについての支出が同一年度内になされたものであることを原則とする。
- (2) 当該債務が、政務調査費交付年度内に確定した場合であっても、翌年度に請求がなされ、これを支出した場合については、翌年度の支出金として取り扱う。
- (3) 支払い方法が前金払い制をとっており、当該支払い方法が社会通念上一般的なものと考えられるものについては、上記の規定にかかわらず支払日の属する年度の支出金として取り扱う。

2 支出科目については、平成 21 年度一般会計 (款)議会費、(項)議会費、(目)議会費、(節)負担金、補助及び交付金、(細節)交付金から支出されている。

3 住民監査請求の対象となった政務調査費については、領収書件数 22 件、金額 450,839 円である。

4 監査対象とした 22 件について、川越市議会議長に文書による調査を行った結果は次のとおりである。

(1) プロジェクト川越 21

請求人が、購入品の詳細な記載部分を故意に切り取って、実際に購入した商品名を隠ぺいしたと主張するもの

	領収書 ファイル	日付	金額 (円)	内容等
①	P 13	H21. 6. 23	4, 198	ラベルシール
②	P 13	H22. 2. 11	3, 462	ラベル用紙
③	P 13	H21. 10. 6	979	プリンタインク

明細書の内容を記載した上で、条例に基づき領収書を提出したものであった。

資料作成費であるとすれば、会派人数が 3 名であり異常なほど高額と言わざるを得ないと主張するもの

	領収書 ファイル	日付	金額 (円)	内容等
①	P 13	H22. 1. 7	105, 525	議会報告 31 号

ガイドラインの規程項目上の区分誤りで広報広聴費としての支出であった。

金券ショップなどで現金化できる記念切手や大量の葉書購入は控えるべきと主張するもの

	領収書 ファイル	日付	金額 (円)	内容等
①	P 33	H21. 8. 26	2, 000	記念切手
②	P 33	H21. 5. 14	800	記念切手
③	P 33	H22. 3. 3	3, 200	記念切手
④	P 33	H21. 4. 11	30, 000	葉書 600 枚
⑤	P 33	H22. 2. 12	30, 000	葉書 600 枚
⑥	P 33	H21. 6. 4	800	記念切手
⑦	P 33	H22. 1. 18	800	記念切手
⑧	P 33	H21. 6. 2	2, 500	記念切手

記念切手や葉書の購入は、広報広聴活動のためと確認した。

(2) 啓政会

司法書士の仕事上のための書籍の購入は認められないと主張するもの

	領収書 ファイル	日付	金額 (円)	内容等
①	P 23	H22. 2. 1	49, 650	贈与相続遺言文例 86-91 号 社会生活六法 36-38 号 選挙政治資金手引 32-33 号 社会生活手続 26-27 号 公正証書文例 27-28 号

当該議員は司法書士ではなく行政書士の資格を有していた。また、市政の調査研究に必要なため購入したものであることを確認した。

ガイドラインの支出できない例にある同じ資料の複数冊購入にあたりと主張するもの、また、議員活動や政治活動、選挙活動などに使われるものであり、その支出自体が不当と言わざるを得ないと主張するもの

	領収書 ファイル	日付	金額 (円)	内容等
①	P 24	H21. 6. 26	26, 775	川越市地図 1 冊
②	P 39	H21. 9. 16	33, 075	デジタウン川越市 1 枚
③	P 45	H21. 7. 8	26, 775	川越市地図 1 冊
④	P 65	H21. 7. 6	25, 500	川越市地図 1 冊

川越市の地図は、市政の調査研究のため購入が認められる資料であること、

また、ガイドラインの支出できない例にある「同じ資料の複数冊購入」は、議員個人が同じ資料を複数冊購入することを制限したものであり、会派に対し規制したものではないことを確認した。

(3) 自民クラブ

金券ショップなどで現金化できる記念切手や大量の切手購入などは控えるべきと主張するもの

	領収書 ファイル	日付	金額 (円)	内容等
①	P 107	H21. 9. 24	80,000	切手 1,000 枚
②	P 110	H21. 5. 27	800	記念切手
③	P 115	H21. 12. 28	8,000	切手 100 枚
④	P 115	H22. 1. 20	8,000	切手
⑤	P 115	H22. 2. 3	8,000	切手 100 枚

記念切手等の購入は、広報広聴活動のためと確認した。

第6 監査の結果

請求の内容について確認した事実に基づき、慎重な監査を行った結果は、以下のとおりである。

政務調査費は、法第 100 条第 14 項の規定に基づき、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部としてその議会における会派又は議員に対し、交付することができることとされている。

条例第 2 条においては、会派(所属議員が一人の場合を含む。)を交付対象とし、また、条例第 6 条においては、会派は議長が定める用途基準に従って使用するものとされ、規程第 5 条により、その用途基準が、別表において定められている。

議会においては、用途基準について利用事例等を示すことにより、政務調査費の適正な運用に資するためのガイドラインを定めている。

まず、請求人は請求書において、議員の手書きで購入品が記載されていたレシートについて、「購入品の詳細な記載部分を故意に切り取って、実際に購入した商品名を隠ぺいしたものである。透明性が確保されていない当該支出について認めることはできない。」と主張している。調査の結果、明細書の内容を記載した上で条例に基づき領収書を提出したものであった。よって、政務調査費の支出として違法又は不当な支出であるとは認められない。

次に、請求人は、議会報告 31 号について資料作成費であれば会派人数が 3 名

であり異常なほど高額と言わざるを得ないと主張している。調査の結果、広報広聴費の誤りであることを確認した。ガイドラインの規程項目上の区分誤りが認められたところであるが、政務調査費として違法又は不当な支出であるとは認められない。

次に、請求人は、「金券ショップなどで現金化できる記念切手や大量の切手、葉書購入は控えるべきだ。」と主張している。調査の結果、記念切手等の購入は、広報広聴活動のためであったが、平成20年12月12日の監査結果通知で述べたとおり、いずれにしても、請求人の提出した事実を証する書面については、収支報告書に添付された領収書の写しであって、この書面をもって事実を証する内容とは言えず、いわば請求人の主観による推測と言わざるを得ない。

次に、請求人は、司法書士の仕事上のための書籍の購入は認められないと主張している。請求人は請求書において「同じ書籍購入が平成19年及び20年度にも存在した。議員職にある者は、様々な市民要求に必要なのではないかとの判断であったため、あえて列挙しなかった。」と述べており、政務調査費としての当該書籍の購入については認めているところである。調査の結果、当該議員は司法書士ではなく行政書士の資格を有しており、市政の調査研究に必要なため購入したものであることを確認した。よって、「司法書士の仕事上のための書籍である。」との主張には理由がないものとする。

次に、請求人が、「地図の類は、市政に関する調査研究に必要なものとは言えず、議員活動や政治活動、選挙活動などに使われるものである。」と主張しているものについては、調査の結果、川越市の地図は、市政の調査研究のため購入が認められる資料であり、政務調査費として違法又は不当な支出であるとは認められない。

尚、ガイドラインの支出できない例にある「同じ資料の複数冊購入」の解釈については、議員個人が同じ資料を複数冊購入することを制限したものであり、党派に対し規制したのではない。

以上のことから、本請求には理由がなく、措置する必要がないと判断する。

第7 付言

市議会では、議会改革の一環として、政務調査費が減額されるとともに、政務調査費の適正な使途に関し、協議するための政務調査費経理責任者会議が公に設置されたところである。この会議が十分機能し、政務調査費に対する議会の説明責任が果たされるよう要望する。